

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る技術的審査の委託について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部建築指導課）

事業の概要

事業名	建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る技術的審査事務									
担当課	建築指導課									
目的	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）の施行（平成29年4月1日）に伴い、区長（所管行政庁）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を行う。									
対象者	区内建築物について建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を申請する建築主									
事業内容	<p>法の施行により、建築主は、非住宅部分が2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築をしようとするときは、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準（※1）に適合させ、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（※2）を提出して区長（所管行政庁）の適合性判定（※3）を受けなければならないこととされた（法第12条第1項）。</p> <p>区長は、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画の「技術的審査」（※4）を行い、当該計画の適合性判定に係る事務を行う。</p> <p>上記について、今後見込まれる「判定申請の増加」に対処するため、技術的審査能力が備わっている中立性のある機関として、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（※5）を活用することとし、技術的審査を委託する。</p> <p>※ 判定申請件数（見込み数）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5件／年</td> <td>程度</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>10件／年</td> <td>程度</td> </tr> <tr> <td>平成31年度以降</td> <td>20件／年</td> <td>程度</td> </tr> </table> <p>※1 建築物エネルギー消費性能基準 法第2条第3号に規定する基準をいう。標準的な建築物のエネルギー消費量「基準値」と実際に建築物で消費するエネルギー消費量「設計値」との比率を「基準」として定めている。適合性判定での基準は「1.0」なので、「設計値」／「基準値」が「1.0」以下となれば合格となる。</p> <p>※2 建築物エネルギー消費性能確保計画 法第12条第1項に規定するエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。</p> <p>※3 適合性判定 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。 なお、適合性判定は、建築確認申請と連動させることにより、省エネ基準への適合義務を担保するための制度である。適合性判定に合格しないと、建築確認済証が交付されない。一方、適合性判定に合格すれば、省エネ基準に適合していることが証明される。</p> <p>※4 技術的審査 申請者から提出された設計図書（設計図、仕様書、計算書等）がエネルギー消費性能を適切に算出しているかを審査することをいう。具体的には、計算書に使用している数値等が設計図、仕様書等と整合性がとれているかを審査する。</p> <p>※5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する所管行政庁が適合性判定の全部又は一部を行わせることができる者をいう。</p> <p>※6 エネルギー消費性能 法第2条第2号に規定する建築物の「空調設備」、「機械換気設備」、「照明設備」、「給湯設備」、「昇降機」などの設備機器のエネルギー消費性能をいう。</p>	平成29年度	5件／年	程度	平成30年度	10件／年	程度	平成31年度以降	20件／年	程度
平成29年度	5件／年	程度								
平成30年度	10件／年	程度								
平成31年度以降	20件／年	程度								

件名 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る技術的審査の委託について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る技術的審査事務
委託先	登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (随意契約又は入札により決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を申請する建築主に係る技術的審査に係る情報項目】 氏名、住所、新築等に係る資金計画、 新築等に係る建築物の設計図書(設計内容説明書、付近見取図、配置図、仕様書、各階平面図、床面積求積図、立面図、断面図又は矩計図、各部詳細図、設備図(機器表、仕様書、系統図、各階平面図、制御図)、各種計算書)
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	今後見込まれる「判定申請の増加」に対処するため、技術的審査能力が備わっている中立性のある機関として、登録建築物エネルギー消費性能判定機関を活用することとし、技術的審査を委託する。
委託の内容	建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る技術的審査
委託の開始時期及び期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管させる。 3 提供された情報の複写及び複製は行わせない。 4 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。 5 委託業務の履行後、提供した個人情報は、速やかに区に返還させ、区職員が確認を行う。 6 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。